

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として
厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第577条の2第5項において、事業者は、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して医師又は歯科医師による健康診断を行ったときは、その結果を30年間保存しなければならないことが定められている。また、同条第11項において、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の氏名等を、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録し、当該記録を30年間保存しなければならないこと等とされている。
- がん原性物質は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号）において定められており、令和9年4月1日に適用される予定の同告示の改正によって、則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第38条の4に規定する特別管理物質を除く。）であって、令和6年3月31日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）とする予定である。
- 今般、リスクアセスメント対象物の範囲については、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条第2号において、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和6年3月31日までに区分された物のうち、厚生労働省令で定めるものと規定されているが、今般、化学物質の危険性及び有害性に係る新たな知見をもとに令和6年度までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえ、同号を改正し、「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」とする予定である。
- これらの改正に伴い、令和10年4月1日に適用する必要があるがん原性物質の範囲について、所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

- リスクアセスメント対象物の範囲変更に伴い、がん原性物質の範囲についても、「令和6年3月31日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）」から、「令和7年3月31日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）」と改正する。

3. 根拠法令

- ・ 則第577条の2第5項

4. 適用期日等

- 告 示 日：令和8年3月（予定）
- 適用期日：令和10年4月1日